

個人番号(マイナンバー)の確認書類チェックリスト

(申請方法)

A→患者本人やその家族等が来所してお手続き

B→委任による代理人や法定代理人など、法律上代理権がある者が来所してお手続き

【患者本人が18歳未満の場合】

必要な確認書類は**保護者の個人番号を確認できる書類**と**保護者の身元を確認できる書類**です。患者本人の個人番号については申請者である保護者が確認をした上で記載していただければ、窓口での患者本人の番号確認は不要。

A の場合 ⇒ 次の①と②の両方が必要

①	患者本人の個人番号を確認できる書類 (患者が18歳未満の時は保護者のもの)		☐	以下の書類のうち1つ ・ 個人番号カード (顔写真付) ・ 通知カード (令和2年5月25日以降、記載事項の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合は利用可能) ・ 個人番号の記載のある住民票 ・ 個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	患者本人の身元を確認できる書類 (アからウのうちいずれか) (患者が18歳未満の時は保護者のもの)	ア	☐	個人番号カード (顔写真付)
		イ	☐	以下の書類のうち1つ (顔写真の表示があるもの) ・ 運転免許証 ・ 旅券 (パスポート) ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 在留カード ・ 運転経歴証明書 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 写真付き身分証明書 等
		ウ	☐ ☐	ア、イの用意が困難な場合は以下の書類のうち2つ ・ 公的医療保険の資格情報が確認できる資料 ・ 児童扶養手当証書 ・ 源泉徴収票 ・ 市町村民税課税 (非課税) 証明書 ・ 特定医療費 (指定難病) 受給者証 ・ 年金手帳 ・ 特別児童扶養手当証書 ・ 納税証明書 ・ 母子健康手帳 ・ 身分証明書 等

B の場合 ⇒ 次の①～③全てが必要

①	患者本人の個人番号を確認できる書類		☐	以下の書類のうち1つ ・ 個人番号カード又はその写し ・ 通知カード又はその写し (令和2年5月25日以降、記載事項の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合は利用可能) ・ 個人番号の記載のある住民票 ・ 個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	代理権を確認できる書類		☐	以下の書類のうち1つ ・ 委任状 (あらかじめ申請者が署名、押印したもの) ・ 患者本人の公的医療保険の資格情報が確認できる資料 ・ 患者本人の個人番号カード
③	代理人の身元を確認できる書類 (カ又はキのいずれか)	カ	☐	以下の書類のうち1つ (顔写真の表示があるもの) ・ 運転免許証 ・ 旅券 (パスポート) ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 在留カード ・ 運転経歴証明書 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 写真付き身分証明書 等
		キ	☐ ☐	以下の書類のうち2つ ・ 公的医療保険の資格情報が確認できる資料 ・ 児童扶養手当証書 ・ 源泉徴収票 ・ 住民票 ・ 市町村民税課税 (非課税) 証明書 ・ 年金手帳 ・ 特別児童扶養手当証書 ・ 納税証明書 ・ 住民票記載事項証明書 等